

議 案

議案第 1 号

令和 4 年度財政投融资計画

令和4年度財政投融资計画

令和3年12月 日
財 務 省
(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考				
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	自己資金等		再 計		
									3年度	4年度	3年度	4年度	
(特別会計)													
食料安定供給特別会計	10	8	-	-	-	-	10	8	161	136	171	144	
エネルギー対策特別会計	112	104	-	-	-	-	112	104	14,574	14,883	14,686	14,987	
自動車安全特別会計 (政府関係機関)	1,178	1,645	-	-	-	-	1,178	1,645	180	104	1,358	1,749	
株式会社日本政策金融公庫	247,270	47,927	37	189	5,000	-	252,307	48,116	(2,900) 58,170	(2,900) 59,758	310,477	107,874	
沖縄振興開発金融公庫	5,137	2,217	22	26	-	-	5,159	2,243	(100) 405	(100) 704	5,564	2,947	
株式会社国際協力銀行	2,150	4,010	600	850	8,900	11,200	11,650	16,060	(200) 15,350	(200) 6,940	27,000	23,000	
独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人等)	6,144	5,237	-	-	640	1,180	6,784	6,417	(1,400) 8,216	(800) 7,783	15,000	14,200	
全国土地改良事業団体連合会	-	9	-	-	-	-	-	9	-	9	-	18	
日本私立学校振興・共済事業団	291	221	-	-	-	-	291	221	309	349	600	570	
独立行政法人日本学生支援機構	6,209	5,849	-	-	-	-	6,209	5,849	(1,200) 652	(1,200) 359	6,861	6,208	
国立研究開発法人科学技術振興 機構	40,000	48,889	-	-	-	-	40,000	48,889	-	(200) 200	40,000	49,089	
独立行政法人福祉医療機構	16,898	8,565	-	-	-	-	16,898	8,565	(200) 846	(200) 207	17,744	8,772	

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	自己資金等		再 計	
									3年度	4年度	3年度	4年度
独立行政法人国立病院機構	1,801	111	-	-	-	-	1,801	111	△1,476	162	325	273
国立研究開発法人国立がん研究センター	15	-	-	-	-	-	15	-	-	-	15	-
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	10	10	-	-	-	-	10	10	-	-	10	10
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	31	2	-	-	-	-	31	2	12	-	43	2
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	541	511	-	-	-	-	541	511	(50) 44	(50) 45	585	556
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,458	2,370	34	31	-	-	3,492	2,401	(820) 7,591	(800) 2,073	11,083	4,474
独立行政法人住宅金融支援機構	431	349	-	-	2,200	2,200	2,631	2,549	(26,440) 23,311	(23,772) 22,366	25,942	24,915
独立行政法人都市再生機構	4,927	5,124	-	-	-	-	4,927	5,124	(1,100) 8,829	(1,100) 8,429	13,756	13,553
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	5,000	2,000	-	-	1,200	1,200	6,200	3,200	(2,000) 50,463	(2,000) 41,418	56,663	44,618
独立行政法人水資源機構	10	14	-	-	-	-	10	14	(50) 1,265	(70) 1,299	1,275	1,313
国立研究開発法人森林研究・整備機構	51	49	-	-	-	-	51	49	273	270	324	319
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (地方公共団体)	6	3	342	546	-	-	348	549	898	740	1,246	1,289
地方公共団体 (特殊会社等)	36,847	26,264	-	-	-	-	36,847	26,264	99,536	75,550	136,383	101,814
株式会社脱炭素化事業支援機構 (仮称)	-	-	-	200	-	-	-	200	-	40	-	240

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	自己資金等		再 計	
									3年度	4年度	3年度	4年度
株式会社日本政策投資銀行	4,500	3,000	1,750	500	2,750	3,500	9,000	7,000	(6,200) 17,000	(6,300) 18,900	26,000	25,900
一般財団法人民間都市開発推進機構	-	-	-	-	350	350	350	350	100	100	450	450
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	221	231	221	231	(47) 340	(50) 55	561	286
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	-	-	500	500	500	500	300	300	800	800
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	120	90	-	-	120	90	200	200	320	290
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	531	580	547	589	1,078	1,169	53	58	1,131	1,227
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	190	250	95	155	285	405	-	-	285	405
合 計	383,027	164,488	3,626	3,262	22,403	21,105	409,056	188,855	(42,707)	(39,742)		

- 1 財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。
- 2 「産業競争力強化法」(平25法98)第112条第1項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第2条第27項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、「株式会社産業革新投資機構」に承継されるものとする。

- (注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「3年度」欄は、令和3年度当初計画額である。
 3. 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
 4. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
 5. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和4年度財政投融资原資見込

	令和3年度	令和4年度
	億円	億円
財政融資	383,027	164,488
財政融資資金	383,027	164,488
産業投資	3,626	3,262
財政投融资特別会計投資勘定	3,626	3,262
政府保証	22,403	21,105
政府保証国内債	10,648	6,525
政府保証外債	11,340	14,180
政府保証外貨借入金	415	400
合 計	409,056	188,855

- (注) 1. 令和3年度欄の金額は、当初計画額である。
2. 財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和4年度において、財政投融资特別会計国債25.0兆円（令和3年度予算45.0兆円）の発行を予定している。
また、財政融資資金の資金繰りのための財政融資資金証券の限度額は15.0兆円としている。
3. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和4年度財政投融资用途別分類表

(単位：億円)

区分	財政融資		産業投資		政府保証		合計	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
(1) 中小零細企業	140,201	35,475	40	192	4,966	—	145,207	35,667
(2) 農林水産業	7,593	6,988	—	—	—	—	7,593	6,988
(3) 教育	48,559	56,706	—	—	34	—	48,594	56,706
(4) 福祉・医療	20,422	10,440	—	—	—	—	20,422	10,440
(5) 環境	571	727	—	200	—	—	571	927
(6) 産業・イノベーション	7,615	6,062	1,769	523	2,750	3,500	12,134	10,086
(7) 住宅	5,720	5,948	—	—	2,200	2,200	7,920	8,148
(8) 社会資本	28,376	24,060	—	—	2,271	2,281	30,647	26,341
(9) 海外投融资等	8,294	9,247	1,817	2,347	10,182	13,124	20,293	24,718
(10) その他	115,675	8,836	—	—	—	—	115,675	8,836
合計	383,027	164,488	3,626	3,262	22,403	21,105	409,056	188,855

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。
2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第 2 号

令和 4 年度財政融資資金運用計画

令和4年度財政融資資金運用計画

(単位:億円)

運 用 の 部		原 資 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 特 別 会 計	1,757	財政投融資特別会計 からの繰入金等	164,488
食料安定供給特別会計	8		
エネルギー対策特別会計	104		
自動車安全特別会計	1,645		
2. 政 府 関 係 機 関	59,391		
株式会社日本政策金融公庫	47,927		
沖縄振興開発金融公庫	2,217		
株式会社国際協力銀行	4,010		
独立行政法人国際協力機構	5,237		
3. 独 立 行 政 法 人 等	74,076		
全国土地改良事業団体連合会	9		
日本私立学校振興・共済事業団	221		
独立行政法人日本学生支援機構	5,849		
国立研究開発法人科学技術振興機構	48,889		
独立行政法人福祉医療機構	8,565		
独立行政法人国立病院機構	111		
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	10		
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2		
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	511		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,370		
独立行政法人住宅金融支援機構	349		
独立行政法人都市再生機構	5,124		
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,000		
独立行政法人水資源機構	14		
国立研究開発法人森林研究・整備機構	49		
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3		
4. 地 方 公 共 団 体	26,264		
5. 特 殊 会 社 等	3,000		
株式会社日本政策投資銀行	3,000		
合 計	164,488	合 計	164,488

令和4年度財政融資資金運用計画使途別分類表

(単位：億円)

区 分	3 年 度	4 年 度
(1) 中小零細企業	140,201	35,475
(2) 農林水産業	7,593	6,988
(3) 教育	48,559	56,706
(4) 福祉・医療	20,422	10,440
(5) 環境	571	727
(6) 産業・イノベーション	7,615	6,062
(7) 住宅	5,720	5,948
(8) 社会資本	28,376	24,060
(9) 海外投融資等	8,294	9,247
(10) その他	115,675	8,836
合計	383,027	164,488

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。
 2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第3号

令和4年度の財政融資資金の融通条件

令和４年度の財政融資資金の融通条件
(令和３年１２月 日決定、令和４年４月１日以降適用)

令和４年度の財政融資資金の融通条件は下記のとおりとする。
なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

- 1 食料安定供給特別会計に対する貸付け
償還期限 １３年以内（３年以内の据置期間を含む。）
- 2 エネルギー対策特別会計に対する貸付け
償還期限 １５年以内（２年以内の据置期間を含む。）
- 3 自動車安全特別会計に対する貸付け
償還期限 １５年以内（４年以内の据置期間を含む。）
- 4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付け
イ 償還期限
(イ) 国民一般向け業務に係る貸付けについては、５年以内
ただし、(i) 令和４年度における貸付けのうち１，１００億円については、２０年以内、８００億円については、１８年以内、
３，２５０億円については、１５年以内、１１，３４０億円については、９年以内、４９０億円については、６年以内（１年以内の据置期間を含む。）
(ii) 挑戦支援資本強化特別貸付（仮称）及び新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付に係る貸付けについては、１０年以内（満期一括償還）
(ロ) 中小企業者向け業務に係る貸付けについては、５年以内（１年以内の据置期間を含む。）
ただし、(i) 令和４年度における貸付けのうち４，４８８億円については、１５年以内（１年以内の据置期間を含む。）、
４，４８８億円については、１０年以内（１年以内の据置期間を含む。）
(ii) 挑戦支援資本強化特別貸付（仮称）及び新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付に係る貸付けについては、１０年以内（満期一括償還）

(ハ) 農林水産業者向け業務に係る貸付けについては、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和4年度における貸付けのうち45億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、900億円については、15年以内、3,260億円については、10年以内、1,265億円については、5年以内

(二) 特定事業等促進円滑化業務に係る貸付け

(i) 特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(ii) 事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(iii) 事業適応促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和4年度における貸付けのうち500億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、350億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(iv) 開発供給等促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和4年度における貸付けのうち50億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、100億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(v) 事業基盤強化促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和4年度における貸付けのうち97億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(vi) 導入促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和4年度における貸付けのうち10億円については、25年以内（15年以内の据置期間を含む。）、2億円については、20年以内（15年以内の据置期間を含む。）

(vii) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務に係る貸付けのうち、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、10年以内（2年以内又は3年以内の据置期間を含む。）及び7年以内（2年以内の据置期間を含む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。

ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。

(ホ) 危機対応円滑化業務に係る貸付けについては、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年以内（1年以上3年以内の据置期間を含む。）

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年以内（満期一括償還）とすることができる。

- ロ 農林水産業者向け業務及び危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ハ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ニ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

5 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付け

イ 償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和4年度における貸付けのうち137億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）、229億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、603億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

- ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- 6 株式会社国際協力銀行に対する貸付け
償還期限 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）
ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和4年度における貸付けのうち2,672億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。
- 7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付け
償還期限 15年以内（5年以内の据置期間を含む。）
ただし、令和4年度における貸付けのうち670億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,150億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,180億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、850億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、770億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。
- 8 全国土地改良事業団体連合会に対する貸付け
償還期限 5年以内（2年以内の据置期間を含む。）
- 9 日本私立学校振興・共済事業団に対する貸付け
償還期限 30年以内（2年以内の据置期間を含む。）
ただし、令和4年度における貸付けのうち159億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、38億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）とすることができる。
- 10 独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付け
イ 償還期限 20年以内
ただし、学資の返還期間の状況に応じて、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）又は5年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。
ロ 5年経過ごと金利見直しとなる貸与に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- 11 国立研究開発法人科学技術振興機構に対する貸付け
イ 償還期限 40年以内（20年以内の据置期間を含む。）
ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5

年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率)に変更する。

12 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内(1年以内の据置期間を含む。)

ただし、(イ)福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年以内(1年以内の据置期間を含む。)

(ロ)医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けについては、10年以内(4年以内の据置期間を含む。)

(ハ)新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付けについては、15年以内(5年以内の据置期間を含む。)

(ニ)令和4年度における貸付けのうち1,967億円については、30年以内(2年以内の据置期間を含む。)、136億円については、10年以内(1年以内の据置期間を含む。)とすることができる。

ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率(10年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率)に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率(10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率)に変更する。

13 独立行政法人国立病院機構に対する貸付け

イ 償還期限 39年以内(5年以内の据置期間を含む。)

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

ロ 償還期限39年以内に係る貸付けについては、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率(10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率)に変更する。

14 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに対する貸付け

償還期限 15年以内(1年以内の据置期間を含む。)

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

15 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに対する貸付け

償還期限 30年以内(5年以内の据置期間を含む。)

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

16 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する貸付け

償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和4年度における貸付けのうち39億円については、
15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は
5年以内

17 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付け

イ 償還期限

（イ）建設勘定に係る貸付けについては、10年以内（1年以内の据置期間
を含む。）

ただし、鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が5年以上10年未満の
ものについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）海事勘定に係る貸付けについては、15年以内（1年以内の据置期間
を含む。）

（ハ）地域公共交通等勘定に係る貸付けについては、20年以内

ただし、令和4年度における貸付けのうち1,626億円については、
40年以内（13年以内の据置期間を含む。）、296億円については、
40年以内（11年以内の据置期間を含む。）、4億円については、20
年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ロ 海事勘定に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付
けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した
日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日
が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変
更する。

ハ 地域公共交通等勘定に係る貸付けのうち、償還期限20年以内に係る貸
付けについては、10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付
日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率
（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期
日における利率）に変更する。

18 独立行政法人住宅金融支援機構に対する貸付け

償還期限 25年以内

ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、30年以内、20年以内、
15年以内、10年以内又は5年以内とすることができる。

- 19 独立行政法人都市再生機構に対する貸付け
償還期限 30年以内（20年以内の据置期間を含む。）
- 20 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する貸付け
償還期限 35年以内（16年以内の据置期間を含む。）
- 21 独立行政法人水資源機構に対する貸付け
償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- 22 国立研究開発法人森林研究・整備機構に対する貸付け
イ 償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）
ロ 10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- 23 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する貸付け
償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）
ただし、坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付けについては、5年以内（2年以内の据置期間を含む。）
- 24 地方公共団体に対する貸付け
イ 償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）
ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。
ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
ハ 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
ニ 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
ホ 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日にお

る利率)に変更する。

- へ 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率(30年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率)に変更する。

25 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内(5年以内の据置期間を含む。)

ただし、令和4年度における貸付けのうち1,200億円については、15年以内(5年以内の据置期間を含む。)とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率(5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率)に変更する。

- 26 令和3年度の財政融資資金運用計画において貸付けに運用するものとして
いるもののうち、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第
3条の規定により、令和4年度において運用するものについては、引き続き、
当該貸付けに運用するものとする。その際、上記に該当するものがない場合
には、令和3年度の融通条件に従い運用するものとする。

- 27 上記のうち、貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期
日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違
約金を徴収するものとする。